

市所管の310施設 100%禁煙目指す

対策協、行動計画案承認

有識者や関係団体代表でつくる弘前市たばこの健康被害防止対策協議会（会長・中路重之弘前大大学院医学研究科教授）は22日、弘前市民会館で会合を開き、昨年8月に策定した「たばこの健康被害防止対策指針」に基づく市の行動計画案を協議し、承認した。計画では市が所管する310の施設すべてを2019年度までに敷地内禁煙にするなどの内容を盛り込んだ。



たばこの健康被害防止に向け市が取り組む行動計画案について協議する委員

同計画の実施期間は17～19年度の3カ年。指針に基づき市民が健康被害防止に取り組むよう、市が先導的な役割を示して実践する具体策を定めている。計画では、指針に掲げた「次世代の健康確保」「成人の喫煙率の減少」「受動喫煙防止の環境づくり」の各テーマに対応して六つの実践項目を設定。各項目ごとに目標値を定めた。

主な項目として、成人の喫煙率の減少のため広報紙やマスコミなどを通じた健康情報の発信や禁煙相談マニュアルを作成した禁煙支援の充実により、市民の現在の男性喫煙率35・7%（15年度調査）を27・3%に、女性喫煙率12・0（同）を7・4%とするほか、受動喫煙防止策として・中学校や体育館や病院など市所管の310施設について、建物内・敷地内禁煙の割合を現在の83・1%から100%とする。

委員からは「施設によっては敷地内禁煙にする前の利用者への周知や調整などを行ってほしい」などの要望があったが、異議や反対意見はなかった。

市は今回の意見を踏まえた上で、3月開催の市経営戦略会議で計画案を正式に決定する。

（秋元宏宣）